

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

三田市では、平成29年4月に5年間の計画として「三田市教育振興基本計画(さんだっ子かがやき教育プラン)(以下、「第2期計画」という。)」を策定し、「子どもの夢と未来が輝くまち さんだ」の基本理念を掲げ、めざす子ども像や重点的な施策を示し、教育の充実に取り組んできました。

この間において、少子高齢化やグローバル化、絶え間ない技術革新等、社会情勢が急速に変化する予測困難な時代となっており、**新型コロナウイルス感染症が全世界で流行(パンデミック)し、日本においても、未知のウイルスの感染拡大とそれへの対応に余儀なくされ、一層先行きが不透明な状況の中、**子どもたちの「生きる力」をさらに伸ばし、社会の激しい変化に対応し、自立して主体的に社会に関わり、未来に向けて新たな価値を創造できる力を育むことが重要になっています。

このような中、教育基本法の理念を踏まえた「教育立国」の実現に向け、国は平成30年6月に「第3期教育振興基本計画」を閣議決定し、「①夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」「②社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」「③生涯学び、活躍できる環境を整える」「④誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」「⑤教育政策推進のための基盤を整備する」から成る5つの基本的方向性を位置付け、明確な成果目標の設定とそれを実現するための方策を示す計画を策定しました。

また、兵庫県においても国の計画を参酌し、平成31年に「兵庫が育む ころ豊かで自立した人づくり」を基本理念とした第3期「ひょうご教育創造プラン(兵庫県教育基本計画)」を策定し、教育の一層の充実に取り組んでいます。

本市においては、第2期計画の着実な推進により、各取り組みでは一定の成果が見られる一方で、教育を取り巻く環境の著しい変化により、教育の多様なニーズや少子化など今日的な課題への対応が求められています。このため、本市の教育を一層充実させ、子どもの「生きる力」の育成を図るとともに、社会の変化に対応した教育を行うことが重要です。

これらを踏まえ、本市の教育が今後めざすべき方向性について、基本理念やめざす子ども像を設定するとともに、中期的に取り組む施策等を総合化及び体系化していく必要があることから、第2期計画に引き続き、生涯にわたって人間形成の基盤となる幼児期から学齢期の子どもの教育の振興を重点的に捉え、第3期三田市教育振興基本計画を策定します。

2 計画の位置づけ・対象範囲・計画期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、地方公共団体に策定が求められている市の教育振興基本計画として位置づけます。

また、「第5次三田市総合計画」及び「地方公共団体の長が定める教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(教育大綱)」と整合を図り策定し、「第5次三田市総合計画」における子ども・教育分野について、三田市の教育振興のための施策に関する具体的な計画として位置づけます。

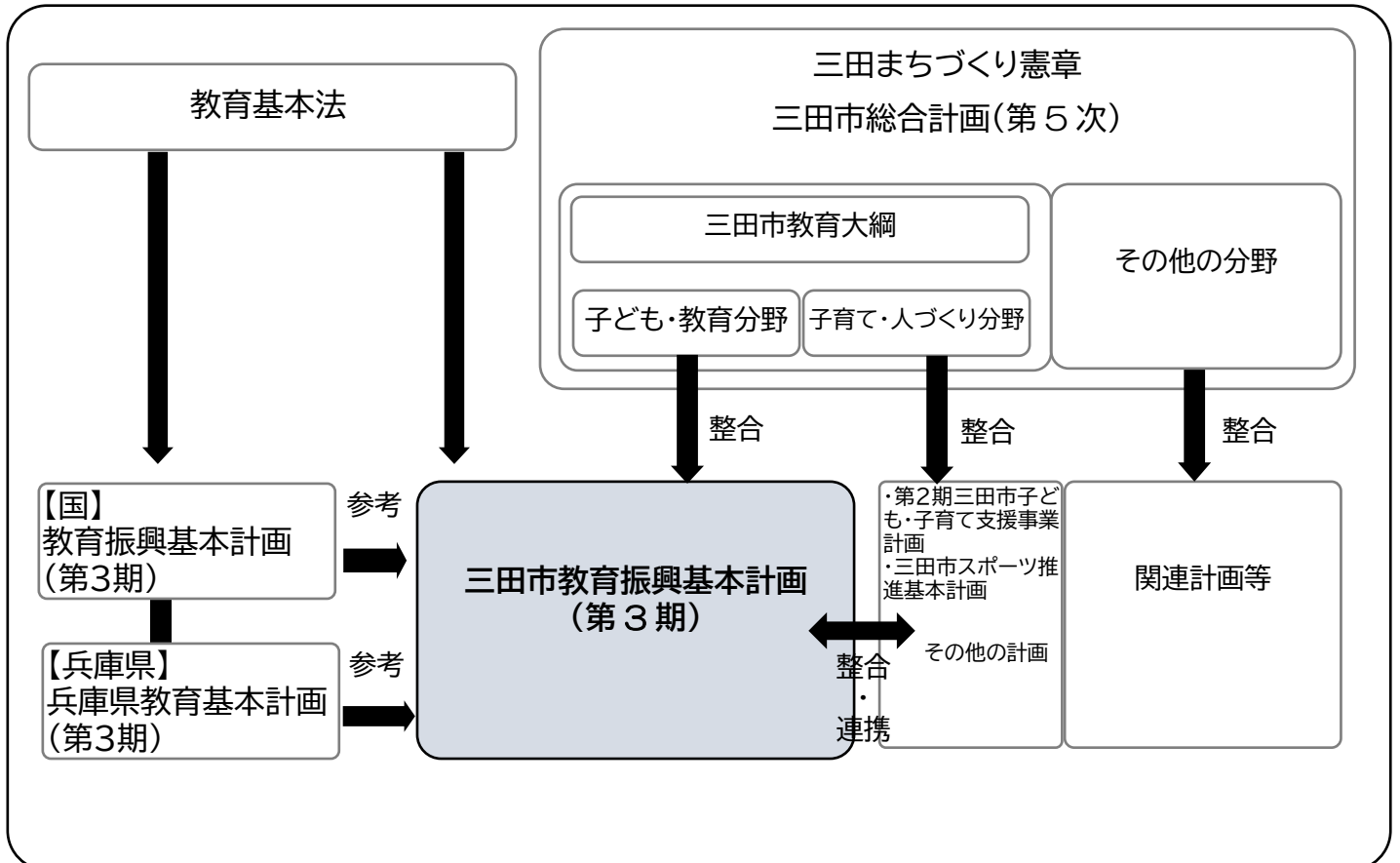
(2) 対象範囲

本計画は、学校教育を中心とし、子どもを支える家庭、地域を含めた教育に関わる取り組みを対象範囲とします。

(3) 計画期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

【本計画の位置づけ】



第2章 三田市の教育を取り巻く環境

1 教育に関する制度等の状況

(1) 国の第3期教育振興基本計画の策定

教育基本法第17条に基づき、国は「第3期教育振興基本計画」(平成30年度～令和4年度)を策定しています。この計画では、人口減少・高齢化の進展、人生100年時代の到来、急速な技術革新による超スマート社会(Society5.0)の到来など、令和12年以降の社会変化を見据え、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化を中心的なテーマに、多岐にわたる教育施策を定めています。

(2) 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の策定

文部科学省は平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定しました。この手引において少子化等の影響による学校の小規模化に伴い、学校統合の検討や小規模校を存置する場合の充実策等、諸課題に対して配慮すべき留意点等がとりまとめられました。

平成29、30年度の2年間における全国の小中学校統合件数は277件(平成29年度127件、平成30年度148件、その他複数年度に渡って計画的に統合した事例2件)となっています。

(3) 特別支援教育に係る法改正等

平成23年8月に「障害者基本法」の改正、平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が制定され、平成28年4月から施行されました。同法では、障害を理由に行われる差別や権利を害する行為の禁止や、合理的配慮の提供が規定されています。

平成25年9月には、中央教育審議会の報告、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」を受け、学校教育法施行令の一部が改正され、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学する」という従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定することとされました。

令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)」が可決されました。その中で、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方自治体等の責務が明文化されました。各自治体は、学校園

所等で、医療的ケア児に対する適切な支援を行うとともに、保育・教育を行う体制の拡充が図られるよう学校等に対する支援、その他の必要な措置を講ずることが求められています。

(4) いじめの防止等のための基本的な方針の改定

いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成 25 年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立し、いじめに関する基本理念を定めるとともに、国・地方公共団体・学校等の責務を明らかにした、基本方針の策定や組織の設置等が規定されました。

その後、平成29年3月に「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、いじめの定義を限定的に解釈してはならないことなどについて見直されました。あわせて「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」も策定されました。

(5) 新たな地方教育行政制度の開始

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)」が平成 29 年 4 月に施行されました。改正法では教育の政治的中立、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図ることなど、制度の抜本的改革を行うものとなりました。また、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることが規定されました。

平成29年4月に施行された改正法では、平成 27 年 12 月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代の教育と地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を踏まえ、学校運営協議会の設置の努力義務化やその役割の充実などが規定されました。学校運営協議会の設置により、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、保護者や地域住民・学校が情報や課題を共有し、共通の目標・ビジョンを描きながら、「コミュニティ・スクール」の取り組みを積極的に進めていくことが求められています。

(6) 教育公務員特例法の改正

「教育公務員特例法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)」が平成 29 年 4 月に施行されました。改正法では大量退職・大量採用の影響により経験の浅い教員が増加する中、教員の資質向上を図るため、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者に、校長及び教員としての資質の向上に関する指標及びそれを踏まえた教員研修計画の策定を義務付けることが規定されました。

(7)社会教育関連の答申

平成 30 年 12 月、中央教育審議会は答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」において、人口減少社会における、新しい地域づくりを進めるための学習・活動のあり方及び今後の社会教育の振興方策にまとめました。

答申では、今後、「社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」が一層重要であるとし、その上で、地域における新時代の社会教育の方向性として、「開かれ、つながる社会教育」が提示されました。

(8)学校教育法等の改正

「学校教育法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)」が平成 31 年4月に施行されました。改正法では小中一貫教育を行う新たな学校を「義務教育学校」と規定し、「5・4」制や「4・3・2」制など、9 年間を見通した教育課程の編成が設置者の判断で柔軟に運用することが可能となりました。

また、平成 31 年4月に施行された改正法では小・中・高等学校等の教育課程の一部において、紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用できるようになりました。また、視覚障害等により紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒に対しては、全ての教育課程で、「デジタル教科書」を使用できるようになりました。

(9)子ども・子育て支援法の一部改正(幼児教育・保育の無償化)

急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずるものとして、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年 10 月に施行されました。

この法改正に基づき、主に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する3歳から5歳までの子どもと、**の**住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもの利用料が無償化されました。

(10)子どもの貧困対策の推進

平成 26 年1月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。

この法律を受け、平成 26 年8月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」では、重点施策の一つに「教育の支援」を挙げ、幼児教育の無償化に向けた段階的取り組みや高校生等奨学給付金等による経済的負担の軽減、学習が遅れがちな中学生等を対象とした学習支援、きめ細やかな学習指導による学力保障などを掲げています。

また、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が一部改正されたこ

とから、令和元年 11 月に「子供の貧困対策に関する大綱」が見直しとなり、指標を 25 項目から 39 項目へと増やし、ひとり親の正規雇用割合、食料や衣服の困窮経験などが追加されました。

(11) 学習指導要領の改訂

小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から改訂された学習指導要領が全面実施されました。

改訂にあたっては、これまで大切にされてきた、子どもの「生きる力」を育むという目標に加え、社会の変化を見据え、新たな学びへと進化を目指すものとなっています。具体的には、新しい時代を生きる子どもに必要な力を、「学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性」「実際の社会や生活で生きて働く知識・技能」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等」の三つの柱として整理されました。また、主体的・対話的で深い学びの視点から、「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」も重視して授業を改善することが示されています。

(12) 「令和の日本型学校教育」の構築

令和3年1月に、中央教育審議会において、社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0 時代」の到来、新型コロナウイルスの感染拡大など「予測困難な時代」、社会全体のデジタル化・オンライン化など急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力の育成のため、令和3年度から改訂された学習指導要領の着実に実施すること、また ICT の活用により一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要であると示されました。

2 子どもの教育を取り巻くわが国の状況

2-1 社会的な潮流

(1) 社会経済情勢の急激な変化

グローバル化や情報通信技術の進展で、様々な文化・価値観が国境を越えて流動化し、変化の激しい先行きが不透明な社会に移行しています。

わが国は少子高齢化の急激な進行や社会的格差の拡大等の問題に直面しており、社会的・経済的な事情にかかわらず、全ての子どもが質の高い教育を受けることのできる社会の実現が求められています。

このような急激な諸情勢の変化の中で、子どもがたくましく社会を生き抜くためには、

自立して未来に挑戦する態度を育成することが一層重要となっています。「自立、協働、創造」の三つの基本基軸のもと、一人一人が生涯にわたって能動的に学び続け、必要とする様々な力を養い、その成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習社会を目指していく必要があります。

(2)人口減少と少子高齢化

わが国の人口は、2008年をピークとして減少傾向にあり、2030年にかけて20代、30代の若い世代が約2割減少するほか、65歳以上の高齢者がわが国の総人口の3割を超えるなど生産年齢人口の減少が加速することが予測されています。

こうした人口構成の変化の中、子どもの学びを支える体制を確立するためには、学校と地域の連携・協働を推進する必要があります。

(3)高度情報化の進展と技術革新

高度情報化の進展やAI(人工知能・artificial intelligence)、IoT(Internet of Things)等の急速な技術革新の進展により、社会生活を大きく変えていく超スマート社会(Society 5.0)の到来が予想されています。

インターネットの普及などにより、様々な情報が氾濫している現代において、その中から必要な情報を取捨選択し、分析、加工して知識として活用していくことが求められています。

情報に対する理解を深め、自分自身と社会の関わりの中で、自制心を持ちつつ、適切に判断し活用する能力と態度を身に付けることが重要です。

そのほか、スマートフォン等の普及にともない、子どもがSNSを利用した犯罪に巻き込まれたり、意図せず犯罪に加担したりしてしまうなど、子どもの安全が脅かされる事態が生じており、時代に応じた子どもたちへの情報教育の充実が求められます。

(4)在留外国人の増加

外国人労働者の受け入れ拡大を目的とした新たな在留資格の「特定技能」を盛り込んだ「改正出入国管理法」が、平成31年4月に施行され、今後、在留外国人の増加が予想されます。

外国籍の子どもや外国にツールのある子どもが、ともに増加傾向にあり、教育にあたっては、その母語の多様化や日本語習熟度の差への対応が求められます。

(5)地域コミュニティや家庭の状況の変化

都市部では、人々の付き合いが疎遠になるなど、地域コミュニティの機能低下が懸念されており、高齢者や困難を抱えた親子などが地域で孤立する可能性もあります。

家庭では、三世帯世帯の割合が低下し、ひとり親世帯の割合が増加するなど家族の形態が変化しています。

家庭教育は全ての教育の出発点であることを踏まえ、子どもの成長過程において社会性や自立心の醸成などに社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要です。

(6) 社会の継続的な成長・発展を目標とする国際的な取組を促進

情報通信技術や交通分野での技術の進展に伴い、経済活動が地球規模に広がり、私たちの生活は、海外の国や地域で起こる事象に、様々な影響を受けるようになっていきます。また、グローバル化の進展に伴い、日本の文化やふるさとの歴史を大切にしつつ、個性や多様性を認め合い、多様な文化や価値観を持つ人たちと交流を深めていく力や、コミュニケーション能力が求められています。

さらに、これまで成長一辺倒だった社会の価値観に対して、持続可能性という考え方が重視されるようになり、持続可能な開発目標(SDGs)をはじめとした社会の継続的な成長・発展を目標とする国際的な取組が広がっています。

今の子どもたちが社会の中心となり活躍する2030年以降は、広い視野で物事をとらえ、社会の様々な問題を自らの課題として考え、主体的に行動していくことが大切です。教育振興計画においては、SDGsを意識した教育を推進し、全教科・カリキュラム・学校行事などあらゆる行動を17のゴールと紐づけ、学ぶ目的を明確にし、問題意識と解決に向けた意欲を醸成させる学習・教育活動が必要であり、「出来ることから」「身近なことから」をテーマに、地に足のついた実践的な事業の展開が求められています。



2-2 子どもの状況

(1)子どもの学力について

わが国の児童生徒の学力の現状については、各種国際調査において引き続き世界トップレベルであること、また、全国学力・学習状況調査においても学力の底上げが図られていることが明らかになっています。

一方で、判断の根拠や理由を明確に示しながら自分の考えを述べたり、実験結果を分析して解釈・説明したりすることなどについて課題が指摘されています。また、学が楽しさを実感したり、自分の判断や行動がより良い社会づくりにつながるという意識を持ったりすることが、国際的に見て相対的に低いことが指摘されています。

(2)子どもの生活習慣や心の育成について

日本の子どもは、自己肯定感・自己有用感が諸外国に比べて低いとされています。また、地域社会の教育力の低下や子どもの実体験の不足により、コミュニケーション能力、規範意識、社会性等の低下を招いているとも指摘されています。

小・中学校においては、不登校児童生徒は依然として相当数に上り、いじめにより重大な被害が生じた事案も発生しています。そのため、道徳教育の一層の推進や、家庭や地域と連携した教育の充実が求められています。

また、グローバル化が進展する中、さまざまな価値観や文化的背景を持つ人たちと、互いを認め尊重し、支えあうことができるよう、多文化共生教育の推進が求められています。教職員には、外国にルーツのある子どもや性的マイノリティの子どもたちへの配慮など、人権課題への対応力の向上が求められています。

(3)子どもの体力について

子どもの体力については、緩やかな向上傾向にあります。昭和60年頃のピーク時と比較すると依然として低い水準にあり、運動する子どもとしない子どもの二極化傾向などの課題が見られるとともに、肥満・痩身傾向・アレルギー疾患などの現代的健康課題の多様化・深刻化などへの対応も必要となっています。

体力の低下は、子どもが豊かな人間性や自ら学び自ら考えるといった「生きる力」を身に付ける上で悪影響を及ぼし、創造性、人間性豊かな人材の育成を妨げるなど、社会全体にとっても無視できない問題です。

子どもが生涯にわたり、積極的に運動に親しみ、健康で活力ある生活が送れるよう、体力・運動能力の向上や食育に取り組んでいくことが求められています。

2-3 教育を取り巻く状況 ヤングケアラーについて追記

(1)教育の機会均等

子どもの貧困率については、改善が進んでいるものの依然として高い水準にあります。また、日本語指導が必要な外国人児童生徒は増加を続けており、母語も多様化しています。貧困や外国籍など様々な背景を持つ人々のニーズに応じた教育機会を提供するため、多様な価値観を認め、自他の違いを尊重し合いつつ協働していく必要があります。

また、家庭の事情により、家族の介護等を行うことで慢性的な疲労状態になり、学校生活や日常生活に影響が出るような児童生徒(ヤングケアラー)については、実態の把握に努め、福祉担当部署と連携し支援にあたる必要があります。

(2)大規模災害からの教訓

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の経験を踏まえ、風水害を含む様々な自然災害から自らの命を守るため、防災についての正しい知識を身に付け、主体的に判断し行動する力を育成することが大切です。また、災害からの復旧、復興に向けた取組の中で培われた、助け合いやボランティア精神など、人々や地域とのつながりの重要性が再認識されました。今後、南海トラフにおける巨大地震などの発生が予測される中、防災についての正しい知識を身に付けるとともに、自分の身を守り、身近な人を助ける自助・共助が重要となります。

(3)人生 100 年時代の到来

医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命が著しく伸長し、100 歳前後まで生きることが可能となる時代の到来が予想されています。令和元年 12 月に取りまとめられた「人生 100 年時代構想会議中間報告」においては、「100 年という長い期間をより充実したものとするためには、生涯にわたる学習が必要である」などが述べられており、生涯学習の重要性が一層高まっています。

(4)働き方改革の促進

平成 30 年1月には、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申がなされ、教職員の勤務時間管理の徹底や業務の明確化・適正化等、学校における働き方改革の総合的な推進についての提言がなされました。この答申を受け、文部科学省に、学校における働き方改革を推進し、その実効性を高めるため、「学校における働き方改革推進本部」が設置され、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が策定されました。

(5)新型コロナウイルス感染症を乗り越えて

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、子どもたちを取り巻く環境を一変させ、学校教育のあり方にも大きな影響を与えました。

コロナ禍で日常生活や学校行事が制限され、これまで通りにすればよい時代ではなくなりました。感染予防に取り組みながら学校の新しい生活様式をつくりあげるとともに、日常のありがたさ、命や人権・人と人のつながりの大切さ、ICT の活用等による学びの保障の必要性などについて再認識するとともに、教職員の働き方を見直す機会にもなりました。

これからの予測困難な時代、経験したことのない時代を生きるには、正解のない問いに立ち向かう力や主体的に考える力、仲間と知恵を出し合い解決する力を身につけることが大切です。そして、困難に接しても、それを乗り越え、社会の変化に柔軟に対応しながら、より良く生きることが、今、求められています。コロナ禍を通して得た経験を活かし、学校・家庭・地域の連携によって、子どもたちを誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障していくことが必要です。

第3章 三田市の教育がめざす姿

1 基本理念とめざす子ども像

(1) 基本理念

「三田まちづくり憲章」に示されたまちづくりの方向性をさらに確実なものにするため、長期的なまちづくりの基本的方針と事業・施策を体系的に示す指針となる「三田市総合計画」において、市民と市が協働して取り組むまちづくりの方向性を明らかにしています。

その中には、すべての市民が愛着と誇りを持って住み続けたいまち、そして、三田の未来を担う子どもが誇れるまちを共につくっていく想いが込められています。

子どもは、教育や学びを通じて、自らの可能性を伸ばすとともに、地域とのふれ合いやつながりを深めることができます。そして様々な体験や人との関わりの中で、“ふるさと三田”を愛する心や豊かな人間性、道徳性を身に付けていきます。

子どもは、三田の未来を担う大きな財産です。子どもの成長をまち全体で協力して支えていくことが、将来のまちづくりにつながります。

子どもたちが未来に夢を持って、自らの可能性を伸ばし、人と人のつながりを大切にしながら、心豊かに生きることができる「学びのまち 三田」をめざし、第5次三田市総合計画で示すまちづくりの目標のもと、本市の教育における基本理念を「夢を育て、人を育む学びのまち さんだ」と定め、教育の振興に取り組みます。

[基本理念]

夢を育て、人を育む学びのまち さんだ

(2) めざす子ども像

本計画では、三田市の教育がめざす子ども像として「自分が好き、人が好き、このまちが好き、夢に向かって歩むさんだっ子」を掲げます。

めざす子ども像をイメージし、具体化した姿として5つの具体的な子どもの姿をあげます。

[めざす子ども像] **自分が好き、人が好き、このまちが好き、夢に向かって歩むさんだっ子**

- 自分や人を大切にし、誇りを持って生きる子
- 身近なことに興味関心を持ち、課題と向き合い、深く学ぼうとする子
- “ふるさと三田”のよさに気づき、まちを愛する子
- 人とのつながりの中で、何事にも粘り強く取り組む子
- 自分自身の生き方を考え、自らの可能性に挑戦する子

[具体的な5つの子どもの姿]

●自分や人を大切にし、誇りを持って生きる子

一人一人が自分のよさや可能性を認識し、自分や人を大切にします。

他の人から認められ、自分が大切な存在であることに気づくことで、人も大切にし、そして誇りを持って生きています。

●身近なことに興味関心を持ち、課題と向き合い、深く学ぼうとする子

課題(疑問やできないこと等)と向き合い、「なぜ・どうして」ということを常に考え、主体的・対話的に深く学ぼうとします。

主体的・対話的に学ぶことで、知的好奇心が満たされ、新たな課題に意欲的に取り組みます。

(学びの連続性)

●“ふるさと三田”のよさに気づき、まちを愛する子

三田市の豊かな自然や歴史、文化等に進んで関わることにより、そのよさに気づきます。

ふるさと三田で暮らす人々との関わりの中で、ふるさとを大切に想う気持ちを深めます。

●人とのつながりの中で、何事にも粘り強く取り組む子

人とのつながり(友だちや家族、地域の人等)の中で、さまざまな人と協働しながら社会の変化に柔軟に対応し、を乗り越え、さらにこれまでにない新しい価値を創出し、何事にも粘り強く取り組みます。

●自分自身の生き方を考え、自らの可能性に挑戦する子

自分自身の生き方(生きることの目標や意味を理解し、充実した人生を歩むこと等)を考え、その中で夢や目標を持ち、それに向かって自らの可能性に挑戦します。

2 基本目標

本市の教育における“基本理念”と“めざす子ども像”の実現に向けて、3つの基本目標を定めます。

[基本目標 1]

「生きる力」を育む教育を推進します

技術革新やグローバル化の進展など、急激に変化する社会を生きぬき、未来を切り拓き、心豊かに生きるためには、様々な変化にしなやかに対応し、持続可能な社会の創り手として、自ら学び、自ら考え、主体的に判断、行動し、問題を解決する資質や能力である「生きる力」を育むことが重要です。

そこで、学校においては、令和3年度から改訂された学習指導要領に基づき、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の知・徳・体のバランスのとれた力を育む教育を推進します。

そして、今日的な課題である外国語教育や国際理解教育、情報教育の充実を図るとともに、社会的・職業的な自立の力をはぐくむためのキャリア教育を推進します。

また、「生きる力」は、幼児期から連続した切れ目のない教育が大切であり、誰一人取り残さないインクルーシブな社会づくりの実現に向けて、誰もがお互いの人格や多様な個性を尊重し、認めあい、すべての人が参加できるように取り組む必要があります。

◆基本施策

- | | |
|--------------|--------------------|
| 1 「確かな学力」の育成 | 4 一人一人が大切にされる教育の充実 |
| 2 「豊かな心」の育成 | 5 社会的自立に向けた教育の推進 |
| 3 「健やかな体」の育成 | 6 幼児期の教育の充実 |

[基本目標 2]

魅力ある学校をつくり、 家庭・地域と共に子どもの学びを支援します

子どもたちの学びを支えるためには、学校、家庭、地域そして行政が相互に連携・協働し、魅力ある学校づくりを進めていくことが必要です。

そのために、学校長のリーダーシップの下、特色ある学校経営・学校運営の推進とと

もに、学校組織力や教職員の資質・指導力の向上、及び働き方改革など、信頼される学校づくりを推進します。

また、学校・家庭・地域の連携・協働の体制づくりを進めるとともに、家庭・地域の教育力の向上を支援します。

そして、三田の歴史や文化、多様な物的・人的な学習資源を活用し、子どもの教育にいかしていくことで、子どもたちに多様な学習機会を創出します。

◆基本施策

- 7 信頼される学校づくり
- 8 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり
- 9 「学び」が活かせる関係づくり

[基本目標 3] 学びを支える環境を整備します

子どもたちが、これからの変化の激しい社会にしなやかに対応し、たくましく生き抜いていくためには、さまざまな情報や出来事を受け止める力(知識・技能)や、他者と一緒に生き、課題を解決していくための力(思考力・判断力・表現力等)、主体的に判断しながら、自分を社会の中でどのように位置づけ社会をどう描くかを考える力(学びに向かう力・人間性等)といった資質・能力をバランスよく育成していくことが必要です。

少子化により、学校園の小規模化がますます進む中、これらの資質・能力を育むためには、子ども同士が「学び合い・高め合える」環境を確保することが大切です。幼児期から小中学校への連続した学びの中で、子どもたちが、選択の幅を広げ、多様な個性と触れ合う中で、社会性を育み、切磋琢磨しながら成長していくことができる教育・保育環境を整えていくため、市立幼稚園、小中学校の再編を進めます。

また、これらを踏まえて、公共施設マネジメントの考え方に基づき、学校施設の老朽化にも計画的に対応し、より良い学びの環境を維持していきます。

三田の教育環境における課題を、地域や保護者をはじめとする多くの市民と一緒に考えて、すべての子どもの可能性を引き出すことができる安全・安心な学習環境の整備を行います。

◆基本施策

- 10 学びを支える環境の整備

第4章 計画の内容

1 施策推進にあたっての3つの大切な視点

第3期においては、第1期、第2期の「三田市教育振興基本計画」における10年間の取り組みを基盤としつつ、本計画全体において、次の3つの大切な視点を踏まえながら、取り組みを進めます。

この3つの大切な視点は、子どもに携わる全ての人が、日々の教育活動の中で、常に意識し、取り組んでほしいという想いを込め、共有できるよう、明確にしたものです。

[1点目:ふるさとの良さに気づき<こと>によって、三田を好きになる<こと>という視点]

学校教育や地域における様々な活動の中で、ふるさとの良さに気づくことにより、三田を好きになってほしい、また三田で育ち、学び、経験する中で得た嬉しかったことや楽しかったことを自らの生きる糧として、成長し、それぞれの新しい環境の中で「ふるさと 三田」が心のよりどころや原動力となり、前向きに生きる力となってほしいと考えます。

そして、将来大人になっても、このような三田での学びを、「自分の子どもにも同じ経験をさせたい」、「自分の子どもにも三田で教育を受けさせたい」という気持ちを持ってほしいという想いを込めています。

[2点目:持続可能な社会の実現をめざし、教育を推進する<こと>という視点]

2030年までに達成すべき持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けて、全ての人々が主体的に行動し、その実現をめざすことが求められています。この理念をすべての教育活動に取り込み、一人一人の想いや行動が社会をつくることを意識し、社会の一員として行動できる子どもを育成していきます。

特に、SDGsの17の目標のうち「4 質の高い教育をみんなに」では、公平で質の高い教育を提供することを基本に、基礎的学力の定着はもとより、個人や社会の多様性を尊重し、ジェンダー格差や障害の有無、文化の違いに関わりなく、すべての子どもたちが共生社会の一員として、**学校や地域の中で、持続可能な暮らし方や多様な人々との共生について学び、実践できるように取り組んでいきます。持続可能な開発を促進するための知識・技能を習得できるように取り組んでいきます。**

そのほか、貧困の解消や健康・福祉の推進、地球規模での環境への配慮、平和と平等の世界の実現など、SDGsの掲げる多様な目標を念頭におきながら、本計画のめざす子ども像の実現に向けて各施策を総合的に進めていきます。

[3点目:これからの社会を生きぬく力を育むという視点]

現在、少子高齢化、国際化、情報化が進み、環境問題やエネルギー問題、新型コロナウイルスへの対応など、社会全体で取り組まなければならない様々な課題が存在しています。

加えて、2030年頃には第4次産業革命ともいわれるIoTやビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会(Society5.0)の到来が予想される中、子どもたちは、これまで経験したことのない課題や、答えのない間に立ち向かわなければなりません。

また、国においては、GIGA スクールの推進を掲げており、これからの時代を生きる子どもには、新しい情報技術やICT機器を活用し学習を進めていくことが求められています。

このような社会情勢や教育環境が変化していく中で、教育を通して、子どもたちが自立した人間として主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造し、自らの力で未来を切り拓くことができるよう支援をしていくことが大切です。

これからの社会を生きぬく力を育み、子どもたちが、将来の夢や目標に向かって主体的に自己実現を図ることが出来るよう、学校、家庭、地域、そして行政がしっかりと連携・協力して、子どもたちの成長を支えるという視点を大切に、取り組みを進めていきます。

2 計画の体系図

【基本理念】 夢を育て、人を育む学びのまち さんだ

【めざす子ども像】 自分が好き、人が好き、このまちが好き、夢に向かって歩むさんだっ子



3 基本施策の展開

5 社会的自立に向けた教育の推進

高度情報化など、社会変化が急速に進む中で、子どもがその変化を前向きに捉え、持続可能な社会の創り手として、社会的、職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成することが求められています。

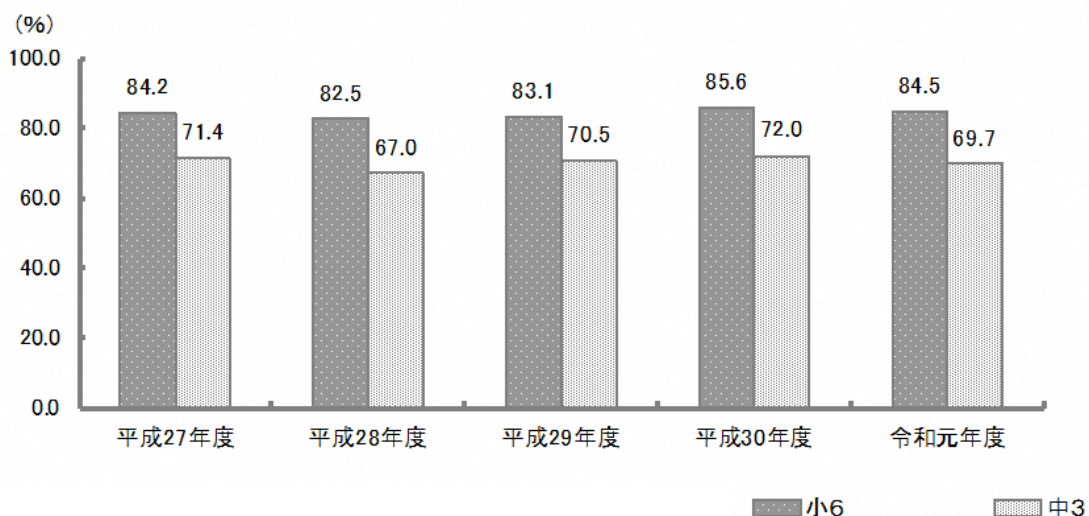
また、グローバル化が進む社会の中で、多文化共生教育の充実や、外国語によるコミュニケーション能力、情報活用能力を育てるとともに、我が国や郷土の伝統や文化を知り、そのよさを尊重する態度を育み、ふるさとを愛する心を育むことが必要です。

(1) キャリア教育

現状と課題

- 全国学力・学習状況調査において、「将来の夢や目標を持っている」と答える子どもの割合は、小学6年生で約8割、中学3年生で約7割となっています。子どもたちが学びの原動力となる夢や目標を持ち、自分らしい生き方を実現するためには、発達段階に応じ、県が作成したキャリアノート等を活用し、キャリア教育の充実を図る必要があります。
- トライやる・ウィーク等の活動において、ほとんどの生徒が充実したと感じており、仕事をする上で必要な知識やスキル、社会性などを知るきっかけとなっています。また、地域のよさやふるさの恵みにもふれることができ、トライやる・ウィークをはじめとした学校・家庭・地域が連携したキャリア教育をすすめることが必要です。

「将来の夢や目標を持っている」と答える子どもの割合(%)



資料：全国学力・学習状況調査
(令和2年度は実施なし)

施策の方向

子どもたちが、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現するために、学校・家庭・地域が連携したキャリア教育の充実に取組、子どもが自ら学び、自身の将来とのつながりを見通しながら、社会的、職業的自立に向けて必要な基盤となる資質や能力の育成を図ります。

主な取組	取組内容	担当課
キャリア教育推進体制の整備	学校におけるキャリア教育の目標を、「夢や希望を持って、前向きに自分の将来をデザインしようとする意欲を高める」、「学ぶことや働くことの意義を理解し、変化の激しい時代を主体的に生き抜く力を育む」、「様々な人々と積極的に対話し、互いに協力して課題に取り組む態度を育てる」という視点で明確にして、全体計画を作成する。そのうえで、組織的・系統的な推進体制を整備し、教育活動全体を通じてキャリア形成と自己実現を図る。	学校教育課
キャリアノート、キャリア・パスポートの活用	キャリア教育を通して、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で、自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現する能力を育成するため、従来のキャリアノート等と併せて「キャリア・パスポート」を活用し、小学校から高等学校まで引き継いでいけるよう系統立てた指導の充実に図る。	学校教育課
キャリア教育に関わる体験活動の充実	「体験型環境学習」、「自然学校」、「わくわくオーケストラ教室」、「トライやる・ウィーク」等の体験活動をキャリア教育の核として、自己の可能性や適性の理解、自己有用感等の獲得、学ぶことの意義の理解と学習意欲の向上等のため、体験活動の充実に図る。	学校教育課
家庭・地域と連携・協働したキャリア教育の推進	子どもたちを取り巻く学校・地域の現状や課題について、学校と学校外の関係者で共通理解を図り、「地域の教育力」を活用して、学校と家庭・地域と連携・協働したキャリア教育を推進する。	学校教育課

(2) グローバル化に対応した教育

現状と課題

- グローバル化の進展に伴い、多様な文化を持つ人たちとのコミュニケーション能力が求められていることから、ALT や外国語活動サポーターの活用など、現在の取組のよさを活かしながら、外国語・英語教育や他国の文化を知る機会をより充実させていくことが必要です。
- 新型コロナウイルス感染拡大を契機として、情報機器を活用した学習の推進が改めて求められています。GIGA スクール構想も踏まえ、オンライン授業やプログラミング授業に対応するとともに、情報モラルを含む情報活用能力を育成することが、今後、世界標準での活躍が期待される子どもたちには必要です。
- 三田の伝統文化を尊重し、ふるさとを大切に想う心を育み、ICT 教育など先進的教育と並行し、発達段階に応じて体験的な学びを充実していくことが求められています。
- 将来、国際社会で活躍する子どもを育成するためには、我が国や郷土の伝統や文化を知り、そのよさを継承・発展させるための教育を充実することが必要です。
- 「ふるさと学習」や友好都市交流事業などの発達段階に応じた地域の自然や歴史、文化、人々の営みにふれる体験活動等を通じて、ふるさとを愛する心を育むことが必要です。

施策の方向

グローバル化が進展する社会の中で、国際的視野に立って主体的に行動するために必要な態度や能力を育成し、外国語・英語によるコミュニケーション能力や情報活用能力を育成するとともに、異なる文化や価値観など尊重する姿勢の育成に取り組めます。また、伝統文化の体験的な学びを通して、ふるさとを大切に思う心や伝統文化を尊重する態度を育みます。

地域の自然や歴史、文化、人々の営みに触れる体験活動を通じて、ふるさとに対する愛着や誇りや育むとともに、多様な文化に対する理解を深め「さんだっ子」としてのアイデンティティを育てる教育を推進していきます。

主な取組	取組内容	担当課
外国語・英語教育の推進	就学前から12年間を見通した外国語・英語教育を推進する。言語活動を通して、「聞く」「読む」「話す〔やり取り〕」「話す〔発表〕」「書く」の4技能5領域を総合的に育成する。児童生徒の学びの円滑な接続に向けて、小中高連携を推進する。	教育研修所

主な取組	取組内容	担当課
GIGA スクール構 想の推進	タブレット端末や大型テレビ、プログラミングロボ ット等のICT機器を活用し、情報教育の推進 を図る。従前からの授業方法にICTを取り入れる ことで、それぞれのよさを活かした、ハイブリッ トな授業展開を研究していく。また、SNSの使 い方等の情報モラルを育てる授業を行うるとも に、家庭への啓発を推進する。	教育研修所
国際理解教育推進 事業	三田市国際交流協会等と連携を図り、体験的な学 習を取り入れ、国際的視野に立って持続可能な社 会を実現するために必要な態度・能力を育成する 教育を充実する。	学校教育課
伝統や文化に関す る教育の推進	古典、武道等、日本の伝統や文化にふれる学習・ 体験を通して、子どもの興味・関心を高めるとも に、国・郷土を愛する心や伝統文化を尊重する 態度を育む。	教育研修所
「ふるさと学習」の 充実	三田の自然、歴史、文化、「川本幸民」や「三好 達治」等の偉人を学習材として、市の学習施設等 も活用しながら見学や調査等を行う体験活動を 推進する。また、友好都市である鳥羽市との交流 活動を通じて、互いの市の様子について理解を深 めるとともに、友好の精神を育む。	教育研修所
地域の良さを生か した体験教育の推 進	ふるさと三田を愛する心を育て、地域の一員とし ての自覚を高めるために、「兵庫型体験教育（環 境体験事業、自然学校推進事業、トライやる・ウ ィーク等）」を通じて、地域についての理解を深 め、主体的に行動する力を育むとともに、ふるさ と三田を愛する心を育てる。	教育研修所 学校教育課

6 幼児期の教育の充実

近年、幼児期における教育が、その後の生活や学習基盤、大人になってからの生活に与える影響に関する研究が進展しており、読み書きなど認知能力の土台となる「学びに向かう力（社会情動的スキル）」を育むことの重要性が指摘されています。

そのため、幼児期から目標や意欲、興味・関心を持つことや、仲間と協調すること、挑戦する気持ちなどを育むように取り組むことが必要です。

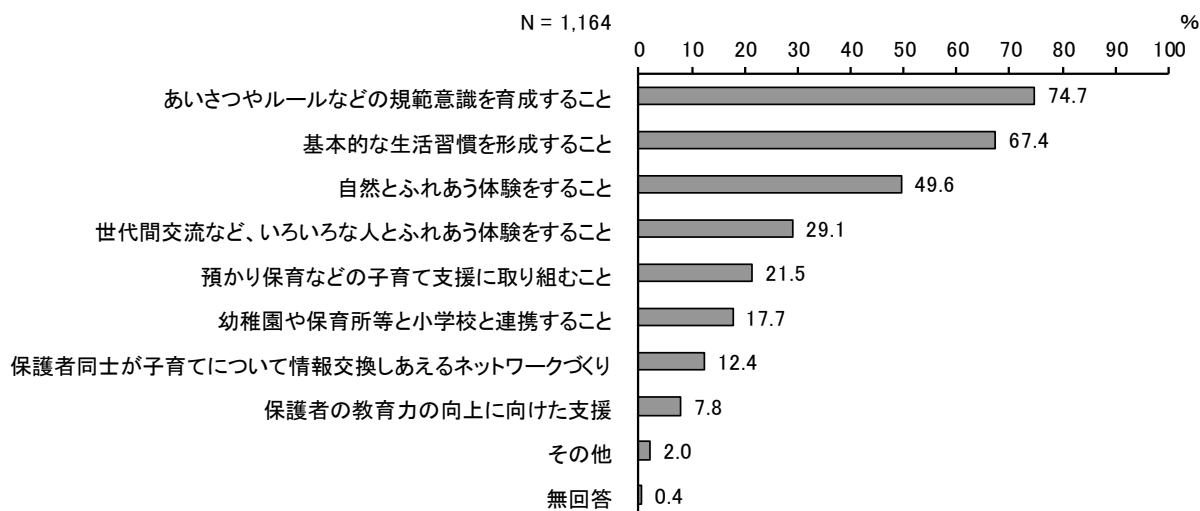
また、多様な保護者の保育ニーズに対応しつつ、子どもの育ちと学びの連続性を踏まえ、幼児一人一人の特性に応じた就学前の教育・保育を一層充実することが重要です。

(1) 生きる力の基礎を培う教育

現状と課題

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格の基礎を培ううえで、大変重要な役割を果たしています。そのため、生きる力の基礎となる「学びに向かう力」を培う教育が求められています。そこで、教職員の意識高揚や資質向上に向けた取組を進めるとともに、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校が連携を深めることにより、学びの連続性と一貫性を踏まえて、基礎的な資質・能力を育成する必要があります。
- 市立幼稚園の中には、園児数の減少により集団生活を通じて得られる学びを保障することが困難になりつつ園もあります。
- アンケート調査【市民問 12】では、就学前教育に対しての要望について、「あいさつやルールなどの規範意識を育成すること」の割合が最も高く、次いで「基本的な生活習慣を形成すること」「自然とふれあう体験をすること」の割合が高くなっており、生活習慣や社会でのルールを早期に身につけることや自然の中での多様な体験をすることが求められています。

就学前教育に対する要望について（市民）



資料：三田市の教育に関するアンケート調査（令和2年）

施策の方向

幼児一人一人の育ちと学びの連続性を踏まえた教育を充実するために、保育士・幼稚園教諭・保育教諭が「さんだっ子ががやきカリキュラム」に基づき、教育課程の編成、実施、評価・改善を図ります。

また、様々な生活経験や運動遊びを通して、健康な心と体の育成を図るとともに、教職員の資質向上を目的として、研修の充実や研究事業の推進を図ります。

主な取組	取組内容	担当課
幼児教育に係る教職員研修の充実	市全体の就学前施設における教育の質の向上をめざし、職員の専門性を高めるとともに、子どもを取り巻く社会的な課題等に対応できる知識の習得を図る。	幼児教育振興課
市立幼稚園指定研究事業の推進	豊かな直接的・具体的な体験を通して「学びに向かう力」を育む保育を創造するとともに、幼児教育の充実に向け、教職員の資質向上を目的とした研究事業を推進する。	幼児教育振興課
幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続	幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、アプローチカリキュラムの作成や小学校教諭との連携を深めるなど、幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図る。	幼児教育振興課

(2) 多様な保育ニーズへの対応

現状と課題

- 預かり保育の拡充など教育・保育の充実が求められており、農村部においても子育て世帯の保育ニーズに対応できる施設の整備が必要です。
- 既成市街やニュータウンにおいては多様な保育ニーズに対応できる就学前施設が存在するが、農村部には存在せず農村部の子育て世帯の保育ニーズに対応できる施設の整備が必要である。

施策の方向

保護者が安心して子育てできる環境づくりや親としての育ちを支えるために、就学前教育・保育施設における子育て支援を推進します。

また、就学前教育・保育施設のバランスを考慮しながら多様な保育ニーズへの対応に取り組めます。

主な取組	取組内容	担当課
市立幼稚園の子育て支援の推進	芝生園庭を開放し、親子が集える場を提供したり、講師を招聘し、ベビーマッサージやヨガ等、親子で楽しめる催しを行う。	幼児教育振興課
市立幼稚園の預かり保育の充実	市立幼稚園において、段階的に子育て支援型預かり保育の拡充を図る。	幼児教育振興課

7 信頼される学校づくりの推進

家庭や地域に積極的に学校情報を発信することで、保護者や地域住民の学校運営に関する理解が深まり、信頼される学校づくりを推進することができます。

また、教育委員会と学校現場との連携を強化し、子どもを取り巻く環境の変化に適切に対応できる教職員として求められる資質の向上を図ることが重要です。

さらに、全国的に教職員の長時間勤務が課題となっている中、子ども一人一人に向き合う気持ちの余裕を確保していくため、学校における働き方改革をより一層推進していくことが求められています。

(1) 学校組織力の向上

現状と課題

- 学校ホームページの積極的な発信や、オープンスクールの実施などにより、学校教育目標や教育課題を保護者や地域住民と共有し、学校評価を通して、新学習指導要領の柱となる社会に開かれた教育課程を推進する必要があります。
- 保護者や地域住民が学校についての理解を深め、学校・家庭・地域の連携を進めやすい環境づくりに取り組むことが必要です。

施策の方向

社会に開かれた学校づくりを推進していくため、学校情報の積極的な発信や、オープンスクールの実施により、保護者や地域住民の学校についての理解が深まり、学校・家庭・地域の連携を進め、地域全体で子どもの成長を支える環境づくりに取り組みます。

また、学校経営における管理職のリーダーシップのもと、多様な教育課題に組織的かつ迅速に対応ができる体制の構築をめざします。

さらに、多様な教育課題に対応するため、教育委員会と学校現場との連携を強化することで、学校組織運営の改善を図ります。

主な取組	取組内容	担当課
開かれた学校園づくりの推進	学校園だよりやHP等、様々な媒体の活用や、オープンスクール等により、学校園運営に関する情報を積極的に発信することで、教育活動に対する家庭や地域の理解を深め、それぞれの役割と責任を果たしながら、地域全体で子どもの成長を支える環境づくりを推進する。	教育研修所 学校教育課 幼児教育振興課

主な取組	取組内容	担当課
学校評価を活用した教育活動の改善推進	PDCAサイクルに基づく学校評価を実施し、教職員が学校園運営の成果や課題を共有しながら、積極的に教育活動の改善を図る。また、評価結果を公表することで、家庭・地域による教育活動への理解を深め、社会に開かれた教育課程の実現を図る。	学校教育課 幼児教育振興課
学校組織運営の改善	管理職のリーダーシップのもと、主幹教諭等の職の活用、女性管理職の積極的登用を図り、校務分掌の見直し、危機管理体制の整備等、教職員が協働して様々な教育課程に組織的かつ迅速に対応する体制づくりを充実させる。	教育総務課
教育委員会と学校の連携強化	教育委員会が学校に出向き、教育現場の実情を把握するとともに、現場の管理職や教職員、実際に学校教育に関わっている地域の方と意見交換を行い、教育現場の取組や課題を共有することで、施策への反映や学校組織支援に向けた仕組みづくりを充実させる。	教育総務課 学校教育課

(2) 教職員の資質・指導力の向上

現状と課題

- 子どもを取り巻く環境の急速な変化により、教育課題は複雑化・困難化し、教職員には多様な役割が求められています。教職員が時代に即した新たな教育を実践するため、学校現場と教育委員会との連携を一層強化し、学校組織の機能強化とともに、学校教育の直接の担い手である教職員の資質能力の向上を図ることが重要です。
- 今後、本市では、教職員の世代交代が一気に進むことが想定され、現在、配置されている教職員に加えて、多様な専門性を持つ職員の配置を進めるとともに、教職員と多様な専門性を持つ職員が一つのチームとして、それぞれの専門性を活かして、連携、協働することが必要です。
- 若手教職員等、指導経験が少ない教職員の指導力向上を図る研修を充実させる必要があります。また、教職員全体の資質向上を引き続き図りながら学び続ける教職員像の確立をめざす必要があります。
- 新学習指導要領に基づいた評価基準や学習評価のあり方を学ぶ研修、ICT 機器を活用した授業づくり、効果的なオンライン授業の方法も含めた主体的・対話的で深い学びの実現ができる研修の機会を充実する必要があります。

施策の方向

子どもを取り巻く環境の変化に適切に対応できる教職員として求められる資質を育成するため、研修の拠点となる教育研修所の機能を充実させ、教職員のキャリアステージに応じた体系的かつ効果的な研修や専門性の向上を図る研修等の一層の充実を図ります。

また、教職員の世代交代を見据え、教職員と多様な専門性を持つ職員でのグループ活動により、教育研究を進めるとともに、グループ員の協働的な研究によって指導経験が少ない教職員の指導力の向上を図ります。

教職員の非行為防止に向けて、市民から信頼され、市民の期待に応える教育を一層充実させるため、校内研修等を継続的に実施します。

主な取組	取組内容	担当課
教職員のコンプライアンス意識の向上	コンプライアンス研修や校内研修を継続的に行い、教職員の意識向上を図るとともに、非違行為を許さない、またハラスメントを許さない職場風土づくりを進める。	教育総務課 教育研修所

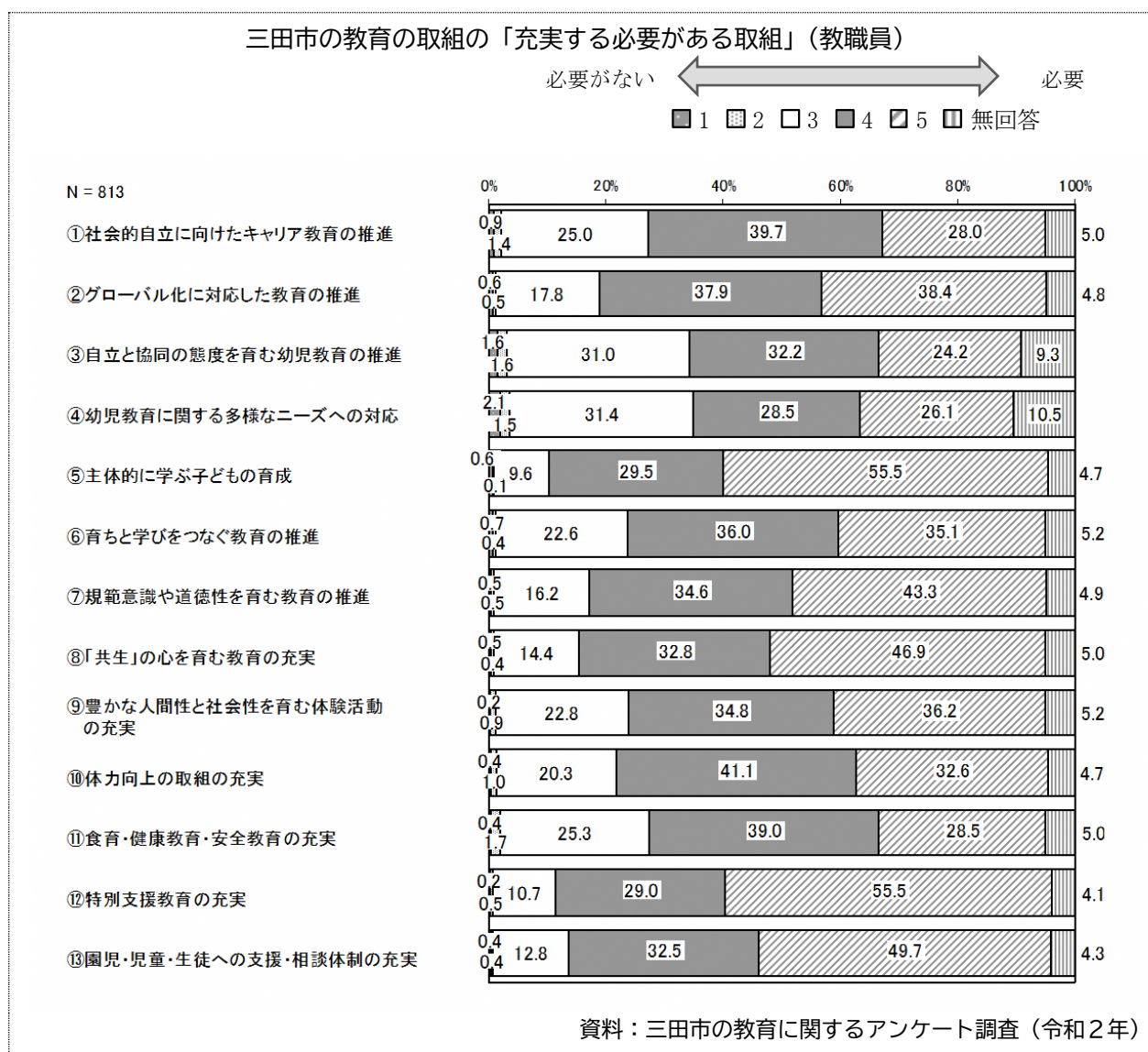
主な取組	取組内容	担当課
教育研修所機能の充実	教育書・教材等を置くカリキュラムセンター、タブレットパソコン、大型モニター等を備えたICT研修室、相談室、会議室等、教育研修所の機能を充実させるとともに、学習指導要領が示す資質・能力の育成に向けた研修や教職員のニーズに応じた研修、相談の機会を広く提供し、教職員の資質・指導力の向上を図る。	教育研修所
教職員研修の推進	若手教職員から、ミドルリーダー、管理職等、それぞれのキャリアステージに応じた資質と指導力の向上を図るため、各種研修会を開催する。また、様々な教育課題を捉え、全教職員による研修や各学校における校内研修を推進する。	教育研修所
教育研究グループ活動の充実	児童生徒の思考力・判断力・表現力の育成を明確に意識した授業の開発、指導内容・方法等について、教科領域ごとの部会に分かれて研究を進める。また、教育課題の解決に向けて、先導的に調査研究を進める。	教育研修所
ICT機器等の活用	GIGA スクール構想の実現へ向け、教職員の授業力向上へ向けたICT活用力を高める研修を実施し、教職員によるタブレット端末・大型モニター等のICT機器の活用を促進する。また、HPの作成、校務支援ソフトの活用、教科書事務等に係る実務研修を行う。	教育研修所

(3) 教職員の働き方改革

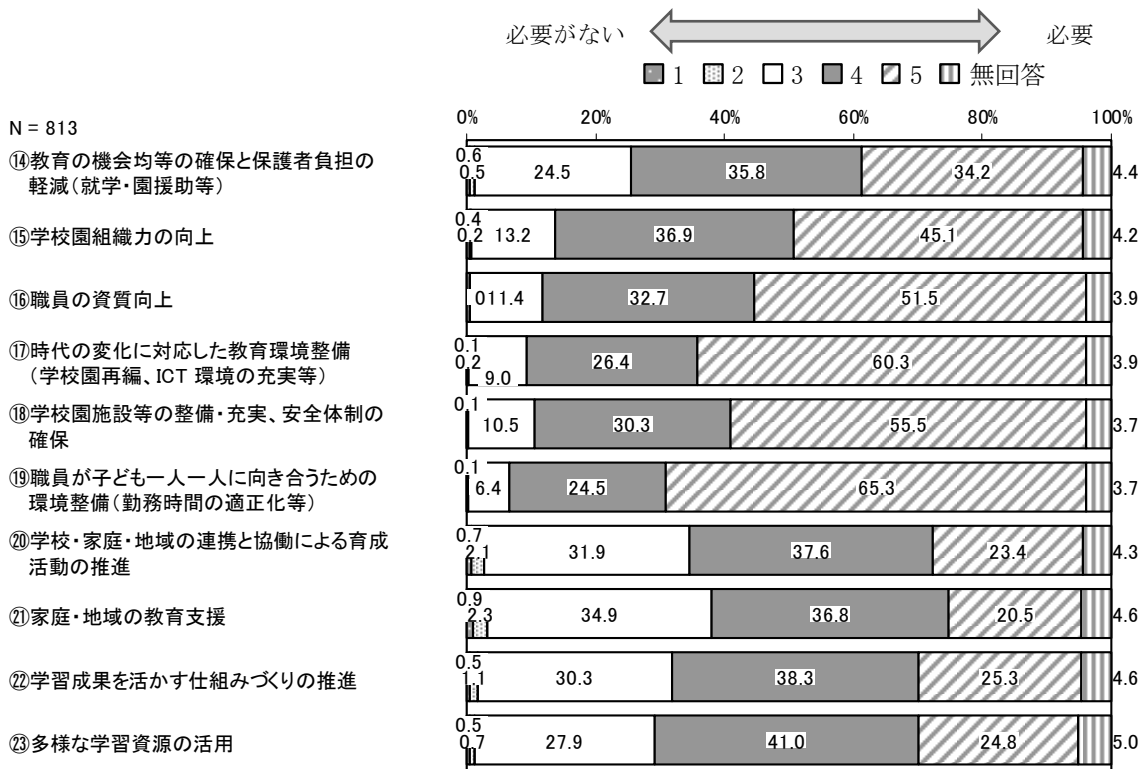
現状と課題

- 教師不足に加え、長時間勤務により教師に疲弊が生じています。

アンケート調査【教職員問6】では、三田市の教育の取組の中で、今後充実する必要がある取組については、職員が子ども一人一人に向き合うための環境整備（勤務時間の適正化等）の割合が高くなっていることから、勤務時間管理の徹底や業務の適正化、組織運営体制のあり方等により一層の推進を図っていく必要があります。また、教職員全体の意識啓発とともに、教職員の相談体制を充実し、風通しの良い職場風土の醸成に繋げ、メンタルヘルスに係る意識向上に努める必要があります。



三田市の教育の取組の「充実する必要がある取組」(教職員)(つづき)



資料：三田市の教育に関するアンケート調査(令和2年)

施策の方向

教職員の勤務時間の適正化に向けた取組や校務のICT化を推進するとともに、教職員一人一人のメンタルヘルスの意識改革を推進するなど、学校における働き方改革を推進することで、子ども一人一人に向き合う時間を確保できるよう努めます。

取組	取組内容	担当課
勤務時間適正化の推進	勤務時間の適正化推進委員会を組織し、各学校間の情報共有を行い、定時退勤日やノー部活デーの完全実施、研修や会議のオンライン化の推奨、自動応答メッセージ機能付留守番電話の導入など校務の負担軽減に向けた取組等、対策を講じていく。	教育総務課
校務のICT化の推進	出欠情報や成績情報などの一元管理、電子化を行う校務支援システム及びサポート体制の充実を図る。また、タブレット端末を活用し、教職員間の情報共有やオンライン会議の開催により、校務の効率化を進め、子どもと向き合うための時間を確保するとともに、教職員の負担の軽減としても活用する。校務の情報化により、校務に関する時間の削減を図る。	教育研修所

取組	取組内容	担当課
教職員のメンタルヘルスの保持増進	教職員の心身の健康管理に配慮するとともに、研修や相談体制の充実を図ることで、教職員の精神・神経系疾患を未然に防止する。また、ストレスチェックの実施率を上げ、セルフケアやラインケアの推進、高ストレス者へのサポートを行う。	教育総務課

8 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり

新学習指導要領において、「社会に開かれた教育課程」を重視することが示されていることから、学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもや学校の抱える課題解決等に取り組み、「地域と共にある学校づくり」が求められています。

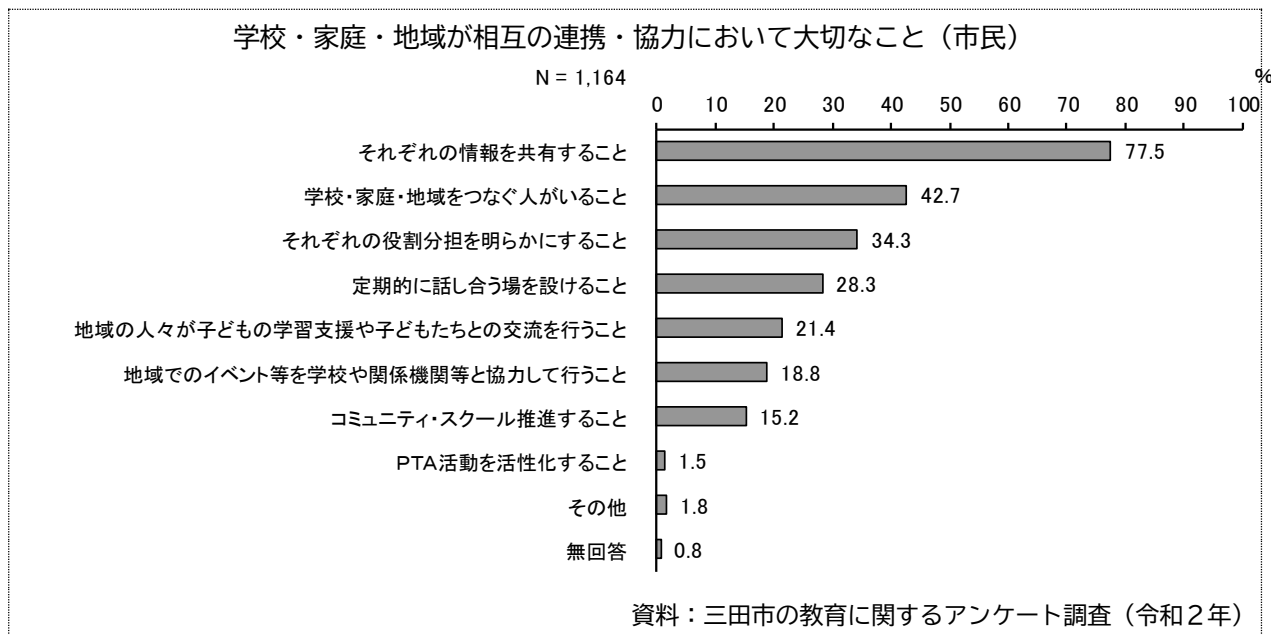
そのため、学校・家庭・地域が連携・協働する仕組みを構築し、保護者や地域住民の教育活動への参画の促進を図り、地域社会全体で子どもの成長を支えていく体制づくりを進めていくことが必要です。

また、子育てをしている保護者の学びの機会の提供、地域が家庭を支える体制づくり等、家庭教育への支援の取組を充実していくことが必要です。

(1) 学校・家庭・地域の連携と協働

現状と課題

- 幼少中の垂直方向のアプローチだけでなく、家庭を中心におき、学校と家庭、地域と家庭といった水平方向のアプローチによる教育も求められています。
- アンケート調査【市民問 15】では、学校・家庭・地域が相互の連携・協力において大切なことについて、「それぞれの情報を共有すること」の割合が 77.5%と最も高くなっていることから、学校・家庭・地域の情報共有をスムーズに行い、地域住民の教育活動への参画を促進する必要があります。
また、地域には学校や家庭では果たせない役割もあることから、地域で取り組まれている様々な活動を教育の場と位置づけ、学校を核とした連携・協働体制を構築する必要があります。
- 学校・家庭・地域が「地域と共にある学校づくり」を共通認識し、地域や校区の実情にあったコミュニティ・スクール制度を充実していく必要があります。



施策の方向

学校・家庭・地域が連携して子どもの成長を支えるため、保護者や地域住民の教育活動への参画の促進を図ります。

また、「地域と共にある学校づくり」を共通認識し、コミュニティ・スクール制度を一層充実させていきます。

主な取組	取組内容	担当課
学校・家庭・地域の連携による事業の推進	学校支援ボランティアの活動や放課後子ども教室の活動を地域や学校に周知し、未来を担う子どもの成長を地域と学校が連携・協働して、地域全体で支えていく活動を推進する。	健やか育成課
コミュニティ・スクールの充実	地域ぐるみで子どもの育ちを支えるコミュニティ・スクールをさらに充実し、家庭・地域との持続的な連携と協働による「社会に開かれた教育課程」の実現を図る。また、地域学校協働活動との一体的推進により、地域と共にある学校づくりを推進する。	学校教育課
PTA活動の支援	三田市内の各PTAが一層充実した活動を展開できるよう、継続的な研修の実施を支援するとともに、定期的な情報提供や意見交換を行う等、家庭での子どもたちの心身の健全育成に向けた取組の充実を支援する。	学校教育課

主な取組	取組内容	担当課
地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」の推進	育てたい力等の共通理解を図り、学校・家庭・地域が連携することにより、豊かな感性や創造性、自ら考え主体的に行動し問題を解決する力を育む。 また、「トライやる」アクション等において、生徒が地域で活躍し、貢献できる場をつくり、ふるさと意識の醸成を図る。	学校教育課
子どもたちが安心して過ごせる地域づくりの推進	学校・家庭・地域・青少年健全育成関係団体等が連携し、地域全体での見守り活動や声掛けなどにより、子どもたちが健やかに成長し、安心して過ごせる地域づくりを進めます。また、ICT(情報通信技術)が急速に進展する社会において、子どもたちが安全にかつ適切にインターネットを利用できるよう啓発を進める。	健やか育成課
余裕教室の活用	学校の余裕教室を活用し、地域の大人が子どもに関心を持ち、世代間の交流を深め、学校と地域の連携を図るとともに、良好な地域コミュニティづくりに向けた取組を推進する。 また、地域イニシアチブ制度に基づく余裕教室について、学校、地域等との連携を図り有効活用していく。	教育総務課
新・放課後子ども総合プランの推進	子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動等を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進する。	健やか育成課
「こうみん未来塾」の推進	本市の豊かな教育資源・地域資源とデジタル技術を活かし、子どもたちが本物に触れる機会を持てる「こうみんプログラム」を通して、子どもたちの探究心を刺激する体系的で連続した学びを創出し、感性や好奇心、創造力を育み、新しい発想を持って活躍できる力を育成する。	健やか育成課

(2) 家庭・地域の教育支援

現状と課題

- 近年、家庭環境を取り巻く社会状況は大きく変化してきており、子どもの成長発達に様々な影響が生じる可能性があります。
そのため、学校、家庭、地域が連携し、子育てに関わる人に対しての総合的な学習機会を充実させ、家庭の教育力向上を図っていく必要があります。
- 子どもの人権やいのちの大切さをより多くの市民に伝えていく必要があります。

施策の方向

子育てやしつけについての学ぶ機会や様々な悩みや心配事への相談体制を充実させるとともに、多世代交流の場を提供することで家庭の教育力の向上を図ります。

また、子どもの権利を守るため、地域での人権に関する研修や学習機会を充実させることで、子どもの人権やいのちの大切さについてより多くの市民が理解を深めることができるよう努めます。

主な取組	取組内容	担当課
家庭教育学級の充実	子どもを中心に、保護者同士が交流を深め、自らの学びの機会や地域参画への機会と位置づけ、家庭・地域の教育力の向上に努める。	健やか育成課
三田市子ども家庭総合支援拠点の充実	家庭児童相談室に設置する「三田市子ども家庭総合支援拠点」を中心に、子育てする上での様々な悩みや心配事等の養育相談に応じるとともに、要保護児童対策地域協議会、保健及び福祉、教育における関係機関との連携を強化し、養育支援を必要とする家庭を早期に発見し、速やかに必要なサービスや地域リソースに有機的につなぐなど適切な支援に取り組む。	子ども家庭課
青少年相談の充実	青少年期における友人関係や学校生活、進路、親子関係等の悩みについて、解決に向けての相談業務を行う。学校や関係機関との連携を強化して、より適切な対応や健全な心の成長に関する支援の充実を図る。	健やか育成課
世代間交流活動の支援	若い世代やシニア世代等が集う「多世代交流館シニア・ユースひろば」で、中高生が乳幼児とその保護者との交流を通じ、家庭や子育ての大切さを学ぶ機会を提供する。 また、小中高生と、同世代から高齢者までの多様な世代や地域ボランティアとの交流を促進する事業の実施とひろばの運営を行う。	すくすく子育て課
子どもの人権やいのちの大切さの啓発	子どもの人権やいのちの大切さの理解を深めるため、「三田幸プロジェクト」において、「子どもの人権について考える」分科会の設置など子どもの自尊感情を育み人権を尊重する研修の充実に取り組む。	人権推進課
人権に関する研修や学習機会の充実	部落差別をはじめ、あらゆる差別を解消し、誰もが幸せを感じる人権尊重のまちを実現するため、「人権と共生社会を考える市民のつどい」や地域での市民参画の啓発講座等の充実を図るとともに、性的マイノリティ等の新たな課題について取り組む。	人権推進課

9 「学び」が活かせる関係づくり

人生 100 年時代の到来を見据えて、青少年期からの「学び」の機会の充実が必要です。培ってきた学習の成果を社会に活かすことのできる循環型の生涯学習社会の実現が求められています。

また、豊かな自然環境や地域の歴史文化遺産、文化芸術などの豊富な資源を活用した学習活動を積極的に行っていくことが重要です。

(1) 地域人材を活かす仕組みづくり

現状と課題

- 三田市では、様々な「学び」の機会提供が行われていますが、培ってきた学習の成果を活かす機会が限られています。

人生 100 年時代を見据え、すべての人が生涯を通して活躍できるよう、更に学習の機会の充実を図り、その成果を活かすことができる関係づくりが必要です。また、参加型学習や学び合いを通じて地域人材の育成に取り組み、循環型の生涯学習社会の実現をめざす必要があります。

施策の方向

青少年期からの自主的な「学び」を支援するとともに、培ってきた学習の成果を、地域の大人が、子どもたちに活かすため、地域人材の育成に取り組み、循環型の生涯学習社会の実現をめざします。

主な取組	取組内容	担当課
子どもの育ちを支える社会教育施設等の活用	地域の生涯学習の拠点としての社会教育施設等を積極的に活用し、市民の自主的な学びを支援しながら、地域の人材育成を推進するとともに、学びの成果が次世代に還元されるよう、仕組みづくりを進める。	文化スポーツ課
子どもの読書活動や調べ学習を支援できる人材育成の推進	図書館を拠点に、ボランティア希望者、保護者、学校関係者等を対象として、子どもの読書活動や調べ学習を支援できる人材の育成に取り組み。	文化スポーツ課

(2) 多様な学習機会の創出

現状と課題

- 三田市には、有馬富士公園などの豊かな自然環境や継承されてきた地域の歴史文化遺産や、文化芸術活動も盛んに行われているなど豊かな学習資源があります。また、大学生による学習支援など、子どもたちにとって自分たちのモデルとなる身近な環境もあります。

これらの豊富な学習資源や地域人材・高校・大学・博物館・企業等の担い手を積極的に活用した「学び」を進め、子どもたちが自発的に学ぶことができる力を養うことが重要です。

施策の方向

地域の豊富な物的、人的な学習資源を積極的に活用し、子どもたちが自発的に学ぶ力を育てるとともに、ふるさとを愛する心を持つ子どもを育てます。

主な取組	取組内容	担当課
地域の伝統文化の継承の推進	子どもたちに地域の伝統芸能などへの理解を進め、「知り・守り・育てる」機会を創出する。伝統文化の継承を進めることでふるさと意識の醸成を図る。	文化スポーツ課
歴史資料を活用した体験学習の推進	市の所蔵する数多くの歴史資料を活用し、文化財施設や学校への出前講座・展示、体験学習を通じて、ふるさと意識や郷土への愛着心を育む機会を提供する。	文化スポーツ課
有馬富士自然学習センターを活用した学校教育支援	県立有馬富士公園の豊かな自然環境を活かし「有馬富士公園生態園（林の生態園・草地の生態園・水辺の生態園）」を学習の場とする学校教育支援を進める。	文化スポーツ課
図書館を通じた「学び」の支援の推進	子どもたちに本に親しむ機会や自主的な学びを行えるよう、資料の提供及び人的支援を行う。また、調べる学習コンクールやイベントの開催、電子図書館の活用、移動図書館による館外サービスの実施等、多様な読書活動の機会づくりを行う。	文化スポーツ課
総合文化センターでの文化芸術の普及・育成の推進	総合文化センターでは、学校等において文化芸術の鑑賞機会を設ける(アウトリーチ活動)ことで学齢期からの豊かな人間性を育む機会を創出する。	文化スポーツ課

10 学びを支える環境の整備

今後少子化が進展する中で、子どもにとって望ましい教育環境の整備の構築を進めるとともに、Society5.0時代の到来に対応できる魅力ある学校づくりを実現することが求められています。

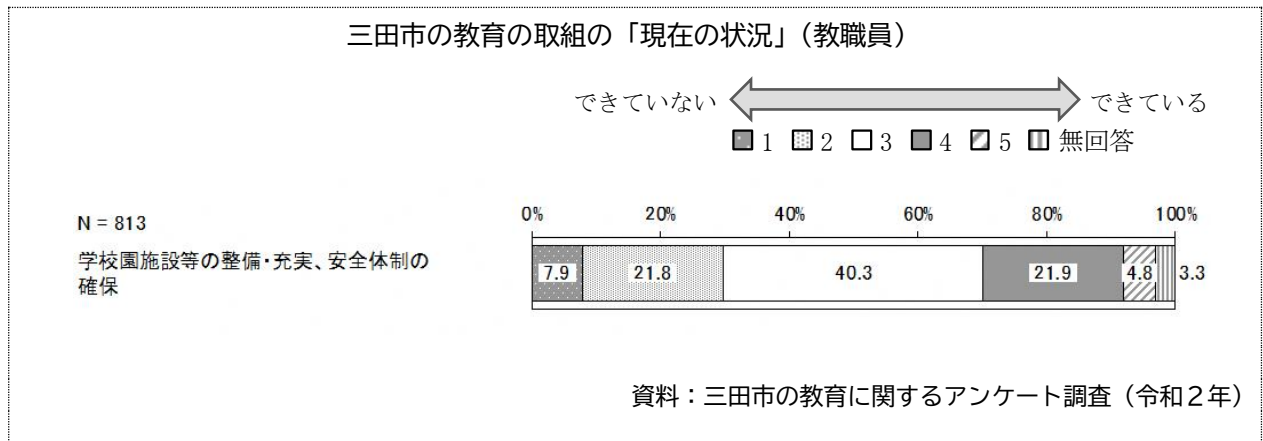
また、子どもたちが安全で安心した学校生活を送れるよう、学校施設等の整備・充実を進めるとともに、子どもの安全を確保する体制の構築が必要です。

さらに、新型コロナウイルス感染症の対応の経験を踏まえ、通常の授業実施が困難な状況下であっても必要な教育活動を継続し、子どもたちの学びを保障するための教育環境の整備を進めることが必要です。

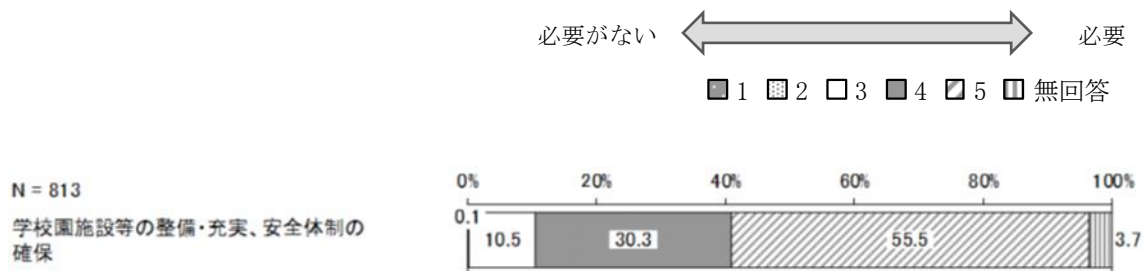
(1) 学校・幼稚園の再編・統合

現状と課題

- アンケート調査【教職員問6】では、三田市の教育の取組の中で、「現在の状況」と、今後「充実する必要があるもの」はどれかについて、「学校園施設等の整備・充実、安全体制の確保」は“できている”の割合が低く、今後充実が“必要”の割合が高いことから、「重要であるのにできていない」という結果となっています。今後、「市立幼稚園のあり方に関する基本方針」、「小中学校のあり方基本方針」に基づき、幼稚園再編、小中学校再編を進めていくことや小規模校園の課題に対する、望ましい教育環境のあり方について、地域と保護者との協議が必要です。
- 急激に変化する時代を生きる資質能力の育成のため、ICTを基盤として、個人のスタディ・ログ（学習履歴や学習評価、学習到達度）の蓄積や把握による個別最適な学びとともに、多様な他者との協働的な学びが求められます。GIGAスクール構想の実現に向けて整備したICT機器の活用を進め、情報化社会に対応した魅力ある学校づくりを実現することが必要です。



三田市の教育の取組の「充実する必要がある取組」(教職員)



資料：三田市の教育に関するアンケート調査（令和2年）

施策の方向

子どもの数の推移を見ながら、幼稚園再編、小中学校再編を進めていくことや小規模校の課題に対して地域と保護者との協議を行いながら、子どもにとって望ましい教育環境の構築を図ります。

また、Society5.0の社会に向けた学習指導の更なる充実を図るため、ICT機器の整備を進め、情報化社会に対応した魅力ある学校づくりの実現をめざします。

主な取組	取組内容	担当課
市立幼稚園の再編の推進	小規模化が著しい農村地域の幼稚園について、よりよい教育環境に向けた集団規模の確保とともに多様な保育ニーズに対応できる認定こども園化を推進する。	幼児教育振興課
小中学校再編の推進	三田市立学校のあり方に関する基本方針をもとに、子どもの教育環境の充実を図るため、保護者や地域住民の意見を踏まえ、小中学校の再編に取り組む。	教育総務課 学校教育課
ICT機器やデジタル教材の整備・充実	子どもの学習意欲を高め、わかりやすい授業づくりを推進するため、タブレット端末や大型モニターの活用を促進し、デジタル教材の導入・整備・活用を図る。	教育研修所

(2) 安全安心な環境の整備

現状と課題

- 子どもたちが安全な環境の中で、安心して学校生活を送れるよう、学校施設等のバリアフリー化や地域と連携した防犯活動を推進し、子どもの安全を確保する体制づくりに努めます。また、計画的な改修によるバリアフリーや省エネに配慮した施設整備を進めていく必要があります。
- アンケート調査【市民問 17】では、新型コロナウイルス感染症の流行に際し、三田市の子どもの教育について不安に感じていることについて、年代に関わらず「学習保障に関すること」が最も高くなっていることから、こうした緊急事態の中でも持続的に子どもたちの教育を受ける権利を保障していくための教育環境を整備していく必要があります。

子どもの年代別に見た、新型コロナウイルス感染症による教育についての不安（市民）

区分	回答者数（件）	学習保障に関すること	心のケアに関すること	対面によるコミュニケーション不足に関すること	運動不足・体力の低下など健康保持に関すること	生活習慣のみだれに関すること	学校行事に関すること	部活動に関すること	ICT環境整備・オンライン指導に関すること	学校での感染症対策に関すること	その他	無回答
就学前の子ども	368	47.3	25.3	43.8	45.7	25.8	38.0	2.7	21.7	18.5	1.6	1.9
小学生	410	59.5	18.8	30.7	47.1	23.7	31.2	4.4	29.0	14.9	3.4	1.2
中学生	190	60.0	16.3	27.9	31.6	35.8	33.7	10.5	29.5	11.1	4.2	1.1
高校生	187	48.7	17.6	35.3	29.9	33.2	33.7	14.4	24.6	16.6	4.3	0.5
その他	7	42.9	57.1	28.6	85.7	42.9	—	—	28.6	14.3	—	—

資料：三田市の教育に関するアンケート調査（令和2年）

施策の方向

エレベーターや洋式トイレ等の学校施設について、将来にわたり安全、安心な環境を維持・確保するため、バリアフリーや省エネだけでなく、防災にも配慮した施設整備を行います。

また、防犯カメラの設置や警備システム等の活用、地域や関係機関と連携した見守りの推進により、子どもたちの安全を確保する体制の充実に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症の流行から得た経験から、いかなる状況においても、子どもたちが持続的に教育を受けることができるよう、教育環境の整備に取り組みます。

主な取組	取組内容	担当課
施設の整備・充実	学校施設の大規模改修等について、長寿命化計画等も総合的に勘案し、計画的に改修を行う。また、エレベーター、階段手すり等の設置やトイレの洋式化を進めるとともに、バリアフリーや省エネ等にも配慮した施設整備を行う。	教育総務課
学校安全体制の充実	学校において、災害に備えた適切な施設設備の整備・点検を行うとともに、地域の避難所となる場合の対応を含め、防災体制の充実に努める。また、学校・幼稚園に設置している防犯カメラや警備システム等の活用を行い、安全管理に関する施設面の充実に努める。	教育総務課 危機管理課 幼児教育振興課
登下校時の安全確保	通学路の安全点検や防犯カメラの設置などにより、安全で安心な通学環境の整備を行う。また、学校・PTA・地域・関係機関の連携による見守りを推進するとともに、「こども110番の家」の状況を点検し、通学路周辺の家庭や店舗への更なる登録を推進する。	教育総務課 危機管理課 健やか育成課

5年間の目標一覧

1 「確かな学力」の育成	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	目標値の説明
全国学力・学習状況調査においてすべての教科における平均正答率	(小6) 国語+2 算数+4 (中3) 国語+6 数学+7 (平成31年) ※令和2実施なし	すべての教科において+6ポイント以上	全国学力・学習状況調査において、三田市では全国と比較して、-6ポイント以下を「下回る」、±0ポイントを「同程度」、±5ポイントを「大きな差は見られない」、+6ポイント以上を「上回る」としている。 小中学校ともに、すべての教科において+6ポイント以上を目標値として設定。 参考 平成31年度国平均(小国語64、小算数67、中国語73、中数学60)
①授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思う ②授業では、学級やグループの中で自分たちで課題を立てて、その解決に向けて情報を集め、話し合いながら整理して、発表するなどの学習活動に取り組んでいたと思う (全国学力・学習状況調査)	①(小6)81.5% (中3)76.5% (平成31年全国学力・学習状況調査) ②(小6)77.7% (中3)67.7% (平成29年全国学力・学習状況調査)	① (小6)83% (中3)78% ② (小6)80% (中3)70%	②学力向上のため、児童生徒自らが課題を発見し、解決に向けて主体的・対話的で深い学びの実現を図る。児童生徒の主体的・対話的で深い学びを表す指標として、目標は現状値をもとに設定。 参考 平成28年度国平均(小75.7%、中69.3%)
「家で自分で計画を立てて勉強をしている」と答える子どもの割合 (全国学力・学習状況調査)	(小6)74.9% (中3)55.6% (平成31年全国学力・学習状況調査) 令和2年実施なし	(小6)77% (中3)58%	確かな学力を身につけさせるため、子どもが主体的に学習に取り組む態度の育成が必要である。主体的に学習する子どもの状況を表す指標として、目標は(小)現状値、(中)国平均をもとに設定。 参考 平成28年度国平均(小62.2%、中48.4%)
「理科が好き」と答える子どもの割合 (全国学力・学習状況調査*)	(小6)86.0% (中3)61.3% (平成30年度)	(小6)92% (中3)63%	理科教育において、確かな学力の定着を図るためには、理科への愛好度を高めることが重要である。理科への愛好度を表す指標として、目標は(小)現状値、(中)国平均をもとに設定(現状値は平成27年度が最新)。 参考 平成27年度国平均(小83.5%、中61.9%)
「読書が好き」と答える子どもの割合 (全国学力・学習状況調査)	(小6)77.0% (中3)70.0% (平成31年全国学力学習状況調査)	(小6)79.0% (中3)72.0%	読書活動の充実、子どものことばの力を高め、豊かな感性を育む。学校・幼稚園での読書活動の充実とともに、「さんだっ子読書通帳※」の活用等の取組の推進を含め、子どもの読書意欲の向上を図ることが必要である。読書意欲の向上を表す指標として、平成28年度国平均(小74.6%、中69.9%)をもとに目標を設定。

2 「豊かな心」の育成	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	目標値の説明
道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいると思う。	(小6) 79.5 (中3) 74.9 (平成31年全国学力・学習状況調査)	(小6) 85% (中3) 80%	「豊かな心」の育成には、道徳教育の充実が欠かせない。そのために道徳教育の要となる道徳の授業において、児童生徒が自分自身や他者との対話を通し、自己の生き方について深く考えることや、様々な教育活動の中で児童生徒が学習したり体験したりすることを深く捉え直し発展させる学習の充実が大切である。自己を見つめる道徳科の学習を表す指標として、目標は現状値をもとに設定。 参考：平成31年度 国平均小80.9 中76.6
「自分には、よいところがあると思う」と答える子どもの割合 (全国学力・学習状況調査※)	(小6) 86.2% (中3) 73.2% (令和元年度) ※令和2年度は実施なし	(小6) 90% (中3) 85%	「豊かな心」を育む教育の推進により、自己肯定感の向上を図ることが必要である。自己肯定感を表す指標として、目標は現状値をもとに設定。 参考 平成31年度国平均 小81.2 中74.1
「いじめを受けたり、嫌なことがあったりした時」相談しないと答える子どもの割合	(小6) 7% (中3) 11%	(小6) 0% (中3) 0%	「いじめに関する生活アンケート」調査(令和2年度3学期)※現状の値については、R2年3学期(小)は1~6年、(中)は1~3年の平均値。
3 「健やかな体」の育成	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	目標値の説明
全国体力・運動能力、運動習慣等調査 [運動(体を動かす遊びをふくむ)やスポーツをすることは好きですか。]の肯定的回答の割合	(小5) 90.2% (中2) 85.1% (令和元年度) ※令和2は調査なし	(小5) 92% (中2) 88%	小・中学校における体育授業の改善、充実を図り、一人一人の体力などに応じた指導等、体育・スポーツ活動を充実させ、運動への興味・関心を高めるとともに、体を動かす楽しさや心地よさを実感させ、運動習慣の定着を図るため三田市第2次スポーツ推進基本計画の指標を参考に設定。
「朝食を毎日食べている」と答える子どもの割合 (全国学力・学習状況調査)	(小6) 96.7% (中3) 92.4% (令和元年度) ※令和2は調査なし	(小6) 98% (中3) 96%	朝食の欠食は、子どもの体調不良等、健康面に大きな影響を及ぼす。食を通じた健やかな体の育成を図るための指標として、目標は現状値をもとに設定。 参考 平成28年度国平均(小95.5%、中93.3%)
地場野菜使用率 (学校給食調べ)	31.3%(見込)	35.0%	地元農産物を学校給食に多く取り入れることが必要である。地産地消※の推進に向けた指標として、地場野菜使用率を目標に設定。
4 一人一人が大切にされる教育の充実	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	目標値の説明
特別支援教育研修講座受講者数 (延べ)	131名 (令和2年度末)	1500名 (60校園所×5名×5年)	特別な支援を要する子どもへの指導・支援の充実を図るため、教員の専門性の向上は重要である。各校園所から毎年5名ずつ、年間300名以上の受講者数を目標として設定
「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」と答える子どもの割合(全国学力・学習状況調査)	—	(小6) 100% (中3) 100%	子ども一人一人が安心して日々の学校生活を送ることができるために、いじめを許さない学級づくり、子どもの育成に取組、いじめを否定する子どもの割合100%を目標として設定。 参考 平成28年度国平均(小96.6%、中93.6%)

不登校児童生徒・保護者が関係機関に相談・支援を受けている割合	—	100%	不登校児童生徒について、近年は国・県と比較すると減少傾向であるが依然憂慮すべき問題である。過去5年間の出現率の本市における最小値を目標として設定。 参考 平成27年度国出現率(小0.42%、中2.83%)
5 社会的自立に向けた教育の推進	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	目標値の説明
「将来の夢や目標を持っている」と答える子どもの割合 (全国学力・学習状況調査)	—	(小6) 90% (中3) 80%	キャリア教育*を通して、子ども一人一人が夢や目標を持ち、具体的な計画を立て、進んでいく力の育成が必要である。将来の夢や目標を持つ子どもの状況を表す指標として、平成28年度国平均(小85.3%、中71.1%)をもとに目標を設定。
「授業では、英語で自分自身の考えや気持ちを伝え合うことができていた」(R2 全国学力学習状況調査 質問紙調査)	(中3) 68.2% (平成31年度 全国学力・学習状況調査) *令和2は調査なし	(小6) 75% (中3) 70%	習指導要領の目標には、言語活動を通してコミュニケーションを図る資質・能力を育成することが示されている。授業で言語活動を通じた英語活用能力の育成が図られている状況を表す指標として、目標は現状値をもとに設定。 参考 平成31年度国平均(中62.9%)
教員のICT活用指導力チェックリスト(文科省)の「教育効果を上げるために、コンピュータやインターネットなどの利用場を計画して活用することができる」と回答する教員の割合	73%	90%	教育効果を上げるために、単元のどの場面でのようにICT機器を活用するか。ICT機器の効果的な活用を位置つけた授業をデザインできる教員の育成が求められている。その中で、1人1台タブレット端末が整備され、日々の授業での活用が見込まれることから目標を設定。 (平成31年度国平均:84.9%)
6 幼児期の教育の充実	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	目標値の説明
「幼稚園は子どもの主体性を育み、活動を通して友達と協力したり、粘り強く取り組む力や自己肯定感などを高めている。」と答える保護者の割合	84%	90%	集団生活を通して、豊かな直接的・具体的な体験により、「学びに向かう力」を育むことに取り組むことから設定。
市立幼稚園の預かり保育の実施日の拡充	週3日:2園 週2日:7園 週1日:1園	週5日	多様な保育ニーズに対応し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるため、預かり保育実施日数の増加を設定。
7 信頼される学校づくり	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	目標値の説明
教育研修所で研修した教職員数(延べ) ※Zoom等によるオンライン研修を含む	教育研修所を利用しての研修会への参加人数は延べ5865名(今年度は593名、オンライン研修931名)	6,000人 (延べ)	教職員の資質と指導力の向上を図るため、教育研修所*機能を充実させることが必要である。毎年500人以上の教職員が、自身の研修のために、教育研修所*に来所することを目標として設定。
各種研修参加者の満足度の平均 「大変良かった」「概ね良かった」と肯定的に回答した割合	実施なし	90%	受講者に期待した学びがあったかを把握し、研修の工夫改善を図るため、アンケートに満足度に関する共通項目を設定する。受講者の満足度の高い研修をめざし、目標値を90%に設定。
組織率:全教職員の20%以上	組織率:全教職員の21.7%	組織率:全教職員の20%以上	三田市が有する教育課題の解決や先進的な教育研究など、三田市の教職員の実践的指導力の向上を図る場として、教科ごとの教育研究グループ活動を実施している。研究の継続と充実には、参加教職員数が重要であると捉え、現状の20%維持を目標として設定。

ICT 機器活用アンケート 「ICT を活用した授業を行っている。」教職員の割合	90%	100%	情報教育の推進に向けて、今後ICT*機器の活用は欠かせないものである。そのため、8割を超える教職員が大型モニタ*等ICT*機器を活用して指導できることを目標として設定。
ICT 支援員の数	3名	7名 (4校に1名)	現状、3名のICT支援員が各校のICT環境における支援を行っているが、各校に常駐はできず、依頼のあることに対応しているところである。教職員が安心してより多くの場面でICT機器を活用するためには、文部科学省が地方財政措置で人材を支援している4校に1人の配置を目標値として設定。
8 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	目標値の説明
学校支援ボランティアの延べ活動日数 (学校支援ボランティア事業)	2,608日	4,350日	市民自らも楽しみながら子どもたちの成長と学びを応援し、地域全体で子どもの育ちを支える環境づくりを推進するため、学校支援ボランティアの活動日数を目標として設定。
「来年度以降も、協力したい」と答える事業所の割合 (地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」の実施に関するアンケート調査)	91.7% (令和元年度)	95.0%	「トライやる・ウィーク」では、子どもが地域の中で育てられているという実感や、ふるさとの愛着や誇りを持つことができる機会である。本事業に対する地域の有益感を表す指標として、過去5年間の結果をもとに、更に地域と連携した取り組みを図るため、目標値として設定。
放課後子ども教室の延べ開催日数 (放課後子ども教室事業)	1,042日	2,040日	地域の中に安全で安定した子どもの居場所づくりに取り組み、世代間の交流を促進するため、放課後子ども教室の定期的な開催日数を目標として設定。
こうみん未来塾探究コースの小中学生の修了者数(こうみん未来塾事業)	—	200人	子どもの探究心を高める取り組みを進めるため、探究コースの修了者数を目標として設定。
9 「学び」が活かせる関係づくり	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	目標値の説明
図書館見学及び移動図書館サービス(定期巡回以外)を利用した小中学校の数	1校	7校	子どもたちの本に親しむ機会や自主的な学びの機会提供をめざす。小中学校生の図書館見学や移動図書館を活用した機会提供の件数を設定。
学校訪問コンサート(アウトリーチ活動)を利用した小学校	18校	小学校全校	子どもたちがコンサート鑑賞等を通じて本物の文化芸術に触れ自尊感情を高めることをめざす。総合文化センターが、小学校への出向いを行うコンサート等の鑑賞事業の件数を設定
10 学びを支える環境の整備	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	目標値の説明
子どもたちのタブレット端末の利用状況(R3全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙より抽出予定)※参考:平成31年調査「前年度までに受けた授業で、コンピュータなどのICTをほぼ毎日使う割合」	— ※参考: 平成31年度 (小)8.2% (中)5.0%	(令和3年全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査を参考に設定) ※参考: (同じ設問であれば)90%	令和2年度中に完了した子どもたち1人1台のタブレット端末の活用状況について、今後の全国学力学習状況調査等で質問されることが想定されることから、その項目に基づき目標値を設定する。今後、1人1台端末を活用した授業の充実が一層求められることから、目標値を設定。
校舎の洋式便器1基あたりの児童生徒数	(女子)14.4人 (男子)20.8人	(女子)10人以下 (男子)20人以下	学校トイレの洋式化を順次進め、今計画期間中にすべての学校で概ね、洋式化をめざすこととし、目標値を設定。

<p>こども110番の家登録軒数 (学校・園安全対策)</p>	<p>883軒</p>	<p>1,040軒</p>	<p>地域住民と協力して、青少年が地域で安心して健全に育つ環境づくりを推進するため、こども110番の家の登録軒数を目標として設定。</p>
-------------------------------------	-------------	---------------	---